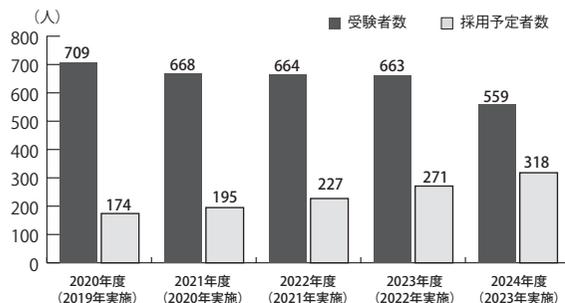


熊本市

面積	390 km ²
人口	737,152 人
市の花	肥後ツバキ
市の木	イチヨウ
市の鳥	シジュウカラ

求める教員像	<p>～人間的な魅力にあふれ、夢と情熱をもって「くまもとの人づくり」をリードする教職員～</p> <p>1 いつの時代も求められる資質や能力 (1) 豊かな人間性を持ち、人権感覚にすぐれた教職員 (2) 教育者としての強い使命感と誇り、高い倫理観をもった教職員 (3) 教育的愛情を持ち、子どもたちから信頼される教職員 (4) 幅広い教養と専門的な知識に基づく実践的指導力をもった教職員</p> <p>2 今、時代が特に求める資質や能力 (1) 広い視野を持ち、社会の変化に対応して課題を解決できる教職員 (2) 社会性と高いコミュニケーション能力をもった教職員 (3) 組織の一員として責任感を持ち、互いに高めあい協働する教職員 (4) 熊本を愛し、保護者や地域の人々に信頼される教職員</p>
出願期間	公開日 4月15日(月) 電子申請 4月15日(月) 9:00～5月2日(木) 17:15
試験日程	1次試験 試験日 6月16日(日) 合格発表日 7月9日(火) 2次試験 試験日 論文・実技: 7月28日(日) 模擬授業等・個人面接: 7月29日(月)～8月10日(土)の指定した日 合格発表日 9月中旬
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	【幼】〈一般〉〈特別支援教育推進〉 【小】〈一般〉〈特別支援教育推進〉 【中高】〈一般〉国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語〈特別支援教育推進〉 【高】〈一般〉(特別選考)商業, 情報 【養】 【栄】
特記事項	<p>■特別選考 ●障がいのある者を対象とした特別選考 障がいの種類や程度に応じて受験上の配慮を行う。●高等学校改革に伴う特別選考 [高] 志願者で、規定の要件を満たす者は、2次の模擬授業・個人面接(2回実施)のみ。■免除 ●A 熊本市臨時的任用教員等24 令和6年5月1日において熊本市立の臨時的任用教員等として任用されており、平成31年4月1日～令和6年4月30日に通算24月以上の勤務経験がある者は、1次を免除。●B 熊本市臨時的任用教員等12 令和6年5月1日において熊本市立の臨時的任用教員等として任用されており、平成31年4月1日～令和6年4月30日に通算12月以上の勤務経験がある者は、1次の教職を免除。●C 熊本市立学校以外の国公立学校教諭正規教員又は臨時的任用教員 熊本市以外の国公立の教諭、臨時的任用教員等として現在又は過去に任用され、平成26年4月1日～令和6年4月30日に継続して36月以上の勤務経験がある者は、1次の教職を免除。●D 民間企業等勤務経験者(青年海外協力隊員) 民間企業等の常勤職員として平成26年4月1日～令和6年4月30日に継続して36月以上の勤務経験がある者又は青年海外協力隊員として同期間に24月以上派遣された者は、1次の教職を免除。●E 他県等現職教員 熊本県公立・熊本市立を除く国公立の現職正規教員で、令和7年3月31日までに、受験する同校種・教科等で通算36月以上の勤務経験がある者は、1次を免除。●F 前年度実施第1次選考合格者 前年度1次で受験した校種・教科等と同一の試験を受験する者で、前年度2次を受験し名簿記載にならず、令和6年5月1日において熊本市立の臨時的任用教員等として任用されている者は、1次を免除。●G 大学等推薦者 [小(一般)] 志願者で、大学等からの推薦を受け、免除の対象と認定された者は、1次を免除。</p>

▼受験者数等推移

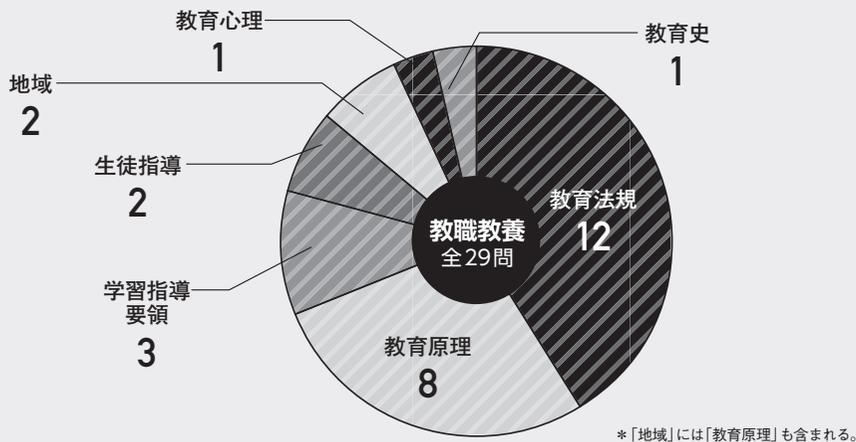


▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数(市立学校)

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	3,681*		
不登校(人)	1,092	1,668	—

*特別支援学校を含む

2025年度(2024年実施)筆記試験DATA



- ▶ ご当地問題が必出の人権教育
- ▶ 教育時事ではご当地問題に要注意
- ▶ 教育法規は憲法, 教育基本法, 地方公務員法等

学習指導要領では総則が必出である。今年度は、「小学校学習指導要領解説 総則編」(2017年) から不登校児童に対する支援についての問題が出題された。

教育原理(特別支援教育, 人権教育, 情報教育等)のうち, 特別支援教育では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(2012年) から合理的配慮を問う問題が出題された。人権教育ではご当地問題が必出であり, 今年度は「教育都市くまもとの教職員像」(2020年) から「人権感覚」を問う問題が出題された。また, 「人権教育指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」(2008年) から「協力的な学習」に関する問題が出題されたほか, 児童の権利に関する条約の理解を問う問題もみられた。情報教育では, 昨年度に続いて「教育の情報化に関する手引(追補版)」(2020年) から教育の情報化の概念を問う問題等が出題された。

生徒指導では, 昨年度に続いて「生徒指導提要」(2022年) から児童生徒理解のあり方や発達支持的生徒指導に関する問題が出題された。また, 教育法規と重

複するが, 児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法も昨年度に続いて出題されている。

教育時事において, ご当地問題は必出である。今年度は「教育都市くまもとの教職員像」(2020年) から「使命感」を問う問題が出題された。

教育法規では憲法, 教育基本法, 地方公務員法, 教育公務員特例法, 学校保健安全法が頻出であり, 今年度はそれぞれ第15条, 第14条, 第35条, 第21, 23条, 第27条が出題された。このほか, 学校教育法やこども基本法等も出題されている。

教育心理では, 発達(学童期の特徴, ピアジェ)と集団機能(PM理論), 知能(キャッテル)に関する問題がみられた。主要な理論とその特色, 提唱者を幅広く押さえておくことが必要だ。

教育史では, 西洋教育史から人物(デューイ, ソクラテス)の理解を問う問題と, 日本教育史から学習指導要領の変遷に関する問題が出題された。